

- 保護観察所は、処遇終了の申立てをした場合には、関係機関にその旨を通知する。その決定があった場合も同様とする。
- 処遇終了に当たっては、一般の精神医療及び精神保健福祉サービス等が必要に応じ確保されるよう、関係機関等が相互に協議するなどして、十分に配慮する必要がある。

イ 通院期間の延長の申立て

- 保護観察所は、指定通院医療機関から通院期間延長が必要である旨の通知を受けたときは、ケア会議を開催するなどして、関係機関等と協議し、必要があると認める場合は、通院期間の延長の申立てを行う。
- 指定通院医療機関は、通院期間の延長の申立てに関する意見書を作成し、保護観察所に提出する。
- 都道府県・市町村等は、通院期間の延長の申立てに関し、保護観察所に意見を述べるができる。
- 保護観察所は、通院期間の延長の申立てをした場合には、関係機関にその旨を通知する。その決定があった場合も同様とする。

ウ 入院の申立て

- 保護観察所は、対象者について入院医療の必要性を認めたととき、又は指定通院医療機関、都道府県・市町村等からの通報等に基づき、入院の申立てを検討する場合には、原則として、対象者の現況を直接確認し、またケア会議を開催するなどして、関係機関等と協議し、必要があると認める場合は、入院の申立てを行う。
- 指定通院医療機関は、入院の申立てに関する意見書を作成し、保護観察所に提出する。
- 保護観察所は、必要があると認める場合は、入院の申立てに併せて、裁判所に対し、鑑定入院医療機関を推薦する。
- 保護観察所は、入院の申立てに伴う同行状又は鑑定入院命令の執行において、医師、警察官等による援助が必要な場合には、あらかじめ該当する関係機関と協議する。
- 保護観察所は、入院の申立てをした場合には、地方厚生局その他関係機関にそ